

## 大阪広域水道企業団規約の変更（案）について

## 1. 変更の概要

企業団と4団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務に関する変更を行う。

## 2. 変更の内容について

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

| 変更後   | 変更前  |
|---|--|
| 別表第2（第3条関係）<br>藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、<br>豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、<br>河南町、千早赤阪村 | 別表第2（第3条関係）<br>泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻<br>町、岬町、太子町、千早赤阪村 |

## 附 則

（施行期日）

- この規約は、令和3年4月1日から施行する。  
（大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約の一部変更）
- 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（平成30年7月18日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条の表中大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）別表第2の改正規定について、次の表のように変更する。

| 変更後  | 変更前   |
|--|---|
| 別表第2（第3条関係）<br>藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、<br>豊能町、 <u>能勢町</u> 、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、<br>太子町、河南町、千早赤阪村 | 別表第2（第3条関係）<br>藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、<br>豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、<br>河南町、千早赤阪村 |

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

| 変更後   | 変更前  |
|---|--|
| 附 則<br>この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 <u>令和6年4月1日</u> から施行する。 | 附 則<br>この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 <u>平成36年4月1日</u> から施行する。 |